

1. 対象樹林

(1) 概要

| | | | |
|--------|-----------------------------------|---------|-------------------------|
| 指定番号 | 19 | 所在地(形態) | 泉区野村字仁平14-1(屋敷林) |
| 都市計画区分 | 市街化調整区域 | 指定年月日 | 令和2年12月22日 |
| 指定面積 | 1,675.15㎡ | 変更面積 | 1,926.43㎡ (+251.28㎡) |
| 主な樹種 | 高木: スギ、イヌシデ、ウワミズザクラ、シラカシ等 | | |
| 指定基準該当 | 杜の都の環境をつくる条例 施行規則第14条第1号イ, 第2号イ・ロ | | |

(2) 位置



図1 位置図(広域)



図2 位置図(拡大)

2. 保存樹林の指定基準

指定しようとする樹林が、規則で定める要件に該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れていること。(杜の都の環境をつくる条例第19条第1項第2号)

規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当すること。(同条例施行規則第14条)

- (1) 次のいずれかに該当すること
 - イ 樹林を構成する樹木の樹冠投影面積の合計が300㎡以上であること
 - ロ 並木をなす樹林にあっては、その並木の延長が100m以上であること
- (2) 樹林の存する土地が、市街化区域内に存し、又は次のいずれにも該当すること
 - イ JR東北本線仙台駅からおおむね半径10km圏内に存すること
 - ロ 山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村の区域以外の区域に存すること

3. 樹木保存区域の指定基準

保存樹木等の保全のため必要があると認めるときは、規則で定める基準に従い、当該保存樹木等の存する土地の区域の全部又は一部を樹木保存区域として指定することができる。(杜の都の環境をつくる条例第19条第2項)

樹木保存区域に指定しようとする土地の範囲について、保存樹木等の樹冠投影面(当該部分に建築物等が建築されている場合は、建築物等の建築面積に相当する部分を除く。)の部分及びその周辺の土地のうち市長が適当と認める部分とする。(同条例施行規則第15条)

4. 指定区域の変更理由

対象樹林は、宅地化が進む市街地に隣接し、歴史的・景観的に貴重な屋敷林として保全を図る必要があることから、令和2年度に保存樹林に指定した。

指定する際、樹林南端部は土地利用計画があったため指定区域から除外したが、令和3年度になり、当該区域も追加して保全を図りたいとの申し出があった。

追加区域の樹林は、現指定区域と同様に高さ20mを超えるスギを主としており、生育状況は良好で林床も適切に管理されており、屋敷林として良好な景観を呈している。こうしたことから、一体的に樹林を保全するため指定区域を変更する。

5. 樹林の様子

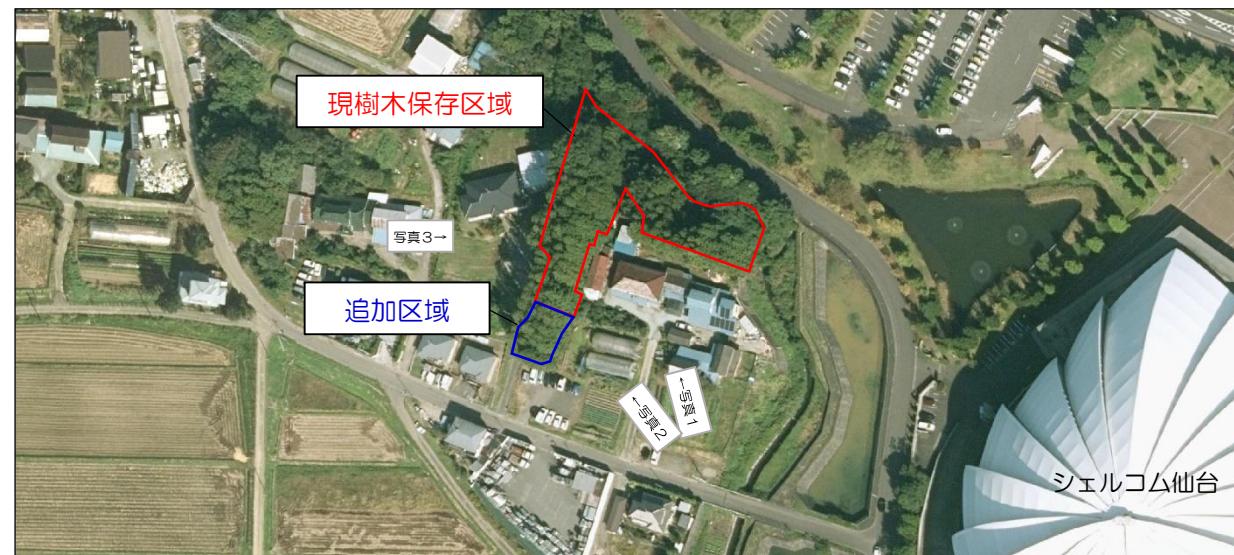


図3 保存樹林の状況(航空写真)

6. 樹木保存区域の設定

樹冠投影線あるいは敷地境界を区域境とし、これらに囲まれた範囲を樹木保存区域に指定する。
(樹林南端部を指定範囲に追加する)

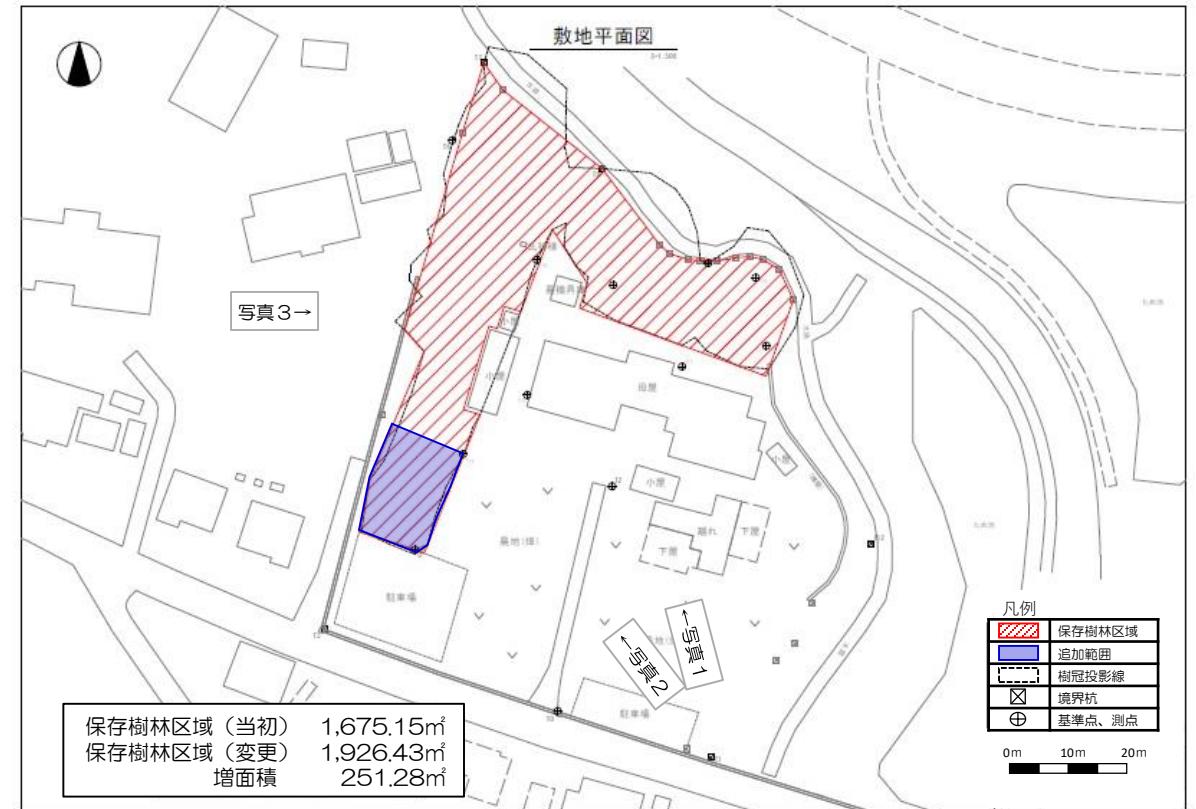


図4 樹木保存区域の範囲

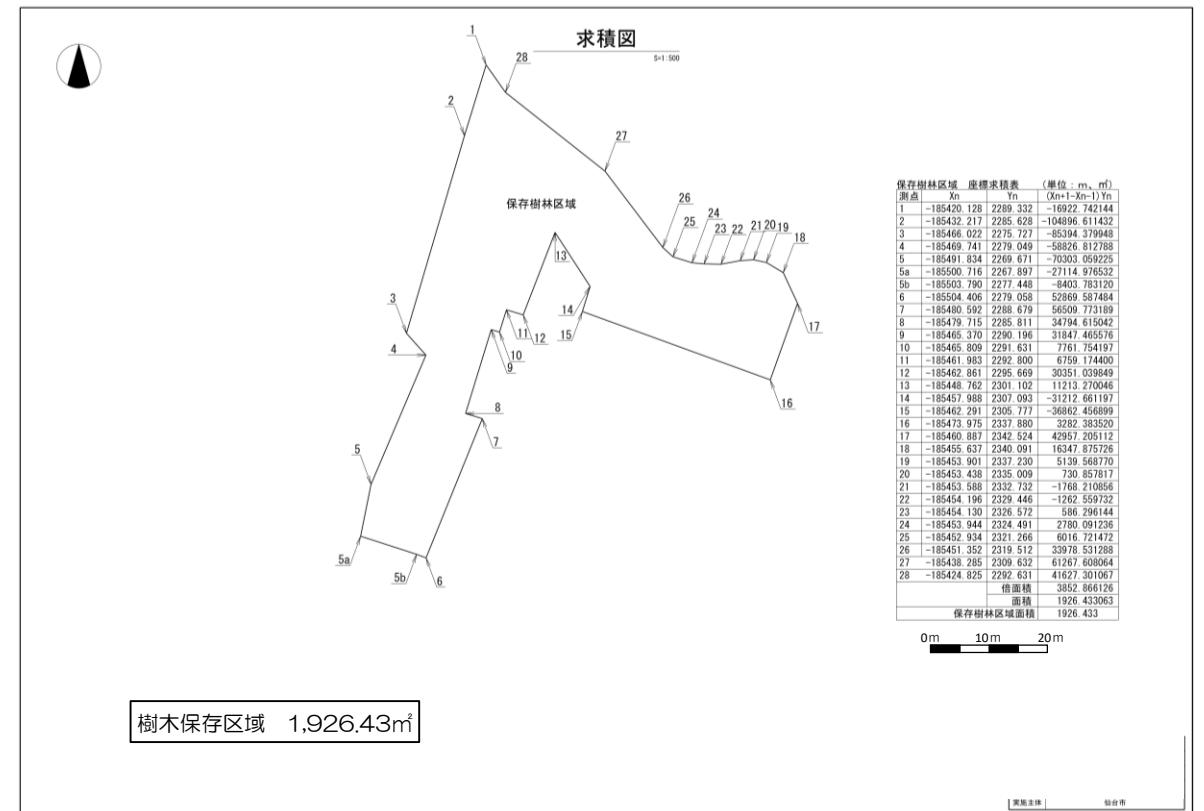


図5 樹木保存区域求積図



写真1 (敷地南側より 当初指定区域)

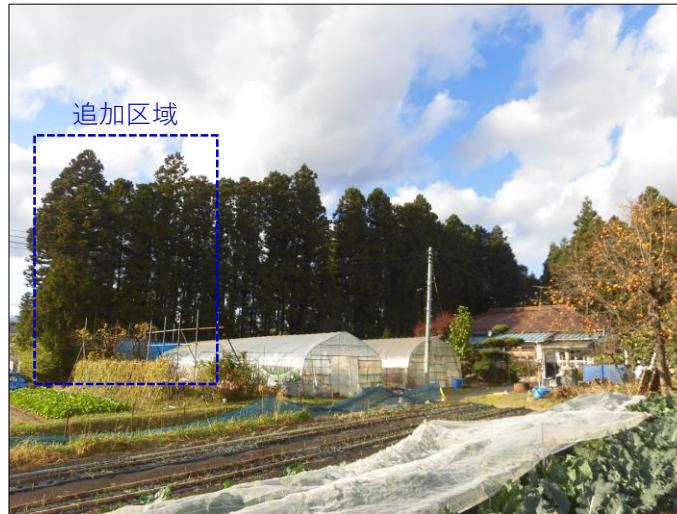


写真2 (敷地南側より 追加区域)

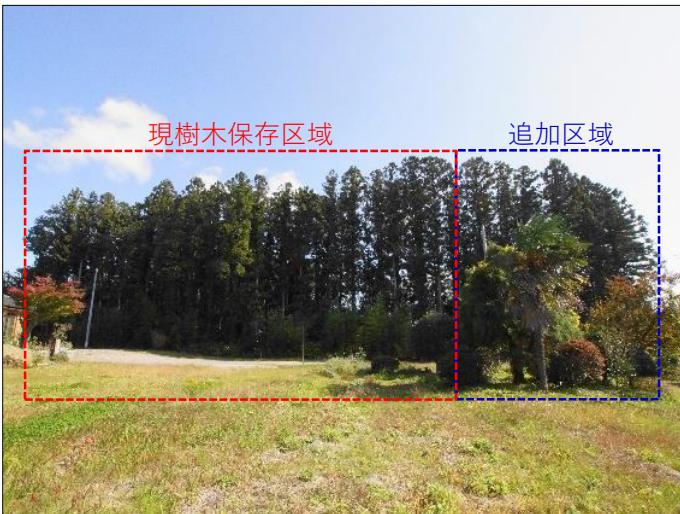


写真3 (敷地西側より)



写真4 (樹林内の様子 追加範囲)